

子どもの連れ去り・引き離し問題の当事者プロフィール

Aさん(女性):

14年前に夫からのDVから逃げるために、子どもを連れて別居。
しかし、子どもを定期的に父親に会わせるべきと考え、調停中に
泊りがけで会わせたとこ、子どもを奪われる。
弁護士仲介で示談書を交わし月一回の面会の約束をして親権を渡したが、
10年以上、子どもと会えていない。

Bさん(女性):

1年前に夫から子どもを連れ去られ、それ以降、会えていない。
子どもが会いたくないとの理由で会わせてもらえない。
未だに子どもの行方はわからない。

Cさん(女性):

幼少期に父親からの引き離しに遭い、それ以降、自尊心を著しく欠くことになった。
中学時代から「生きている価値がない」と思っていた。
その後、イラン人と結婚したが、8年前に、
夫に子どもをイラン(ハーグ条約非加盟国)に連れ去られた。
それ以降、複雑な事情でなかなか会えていない。

Dさん(女性):

夫との喧嘩が絶えなくなり家を出た。
月2回子どもに会えるということを条件に親権を夫にして調停離婚したが、
様々な理由をつけ面会が月1回に制限されている。
共同養育に近づけたいと思いつつも、強く言えば全く
会えなくなってしまう懸念もあり、相手に従わざるをえない。

Eさん(女性):

1年半前、チェコ人の夫が、子どもと「おもちゃを買ってくる」と言って出て行き、
そのまま、チェコ(ハーグ条約加盟国)に子どもを連れ去られた。それ以降、一切会えていない。

Fさん(女性):

カナダに在住時、夫(日本人)と裁判係争中に、子どもを日本に連れ去られる。
カナダで認められた共同親権が日本の戸籍上でも認められていたにもかかわらず、
夫に日本で裁判を起こされ、夫の単独親権となる。
7年間、元夫と子どもの所在が掴めず、会えていない。
日本の裁判所の決定により、面会交流は棄却され、養育費の支払い判決が出されている。

Gさん(女性):

25年前に、子どもを連れて家を出た後、夫から子どもを二人連れ返される。
それ以来、一度も会えていない。
アメリカ人と再婚し、渡米したが、DVにより離婚、帰国。
その後、子どもに会いたいとの元夫の要望で、子どもを渡米させたところ、
引き離しに遭う。現在、5年半会えていない。

Hさん(男性):
子どもを妻に連れ去られた後、
子どもが妻の養育を嫌い、Hさんの家に逃げ帰ってきたが、
裁判所は、妻からの子どもの引渡しの申立てを認め、
子どもを妻側に戻すよう命令をしている。

Iさん(男性):
子どもを妻が連れ去り、DVシェルターに逃げ込む。
その後、妻が子どもと父親との面会交流を頑なに拒否したことなどにより、
裁判所が「妻の行動は、子の福祉に反する」との決定をし、監護者を夫とした。
それ以降、夫側が子どもを監護し、子どもと妻を自由に面会させている。
子どもは、両方の親に会えるようになり、大変、幸せな状態にある。

Jさん(男性):
妻がDV被害者支援団体の指南を受けて半年以上も周到に準備したうえ、
約2年前に子どもを突然連れ去る。
その後、妻代理人弁護士から離婚調停申立とDV保護命令申立てがされた。
保護命令申立は却下されたが、妻はJさんに子供を一切会わせようとしない。
その後の離婚訴訟でDVの証拠として提出された医師の診断書は偽造とわかる。

Lさん(男性):
幼少時代に父親から引き離されて育つ。自尊心が著しく低下した。
成長した現在でも、家庭を具体的にイメージできず、結婚に躊躇する。

Mさん(男性):
米国にて家族(夫婦ともに日本人)と同居していたが、
妻が子の春休みで1ヶ月ほど一時帰国という約束で日本へ帰ったところ、
そのまま戻らず。妻は日本で調停を裁判所に申し立てる。
調停のために日米を往復する生活を1年続ける。
半年前に日本に帰国。現在も調停中。
この2年間で子に会えたのは合計で10時間。
日本の裁判所は米国では連れ去りは重犯罪
であることを知っているが一切、問題視していない。
なお、妻からDVなどの主張は調停ではない。

Nさん(男性):
日本在住のアメリカ人。妻は、二人居る子どものうち、健常者である子どもだけを
連れ去った。現在、障害をもった子どもを独りで育てるため、職業を変えた。
もう一方の子どもに2月に1回しか会えず、
子どもを母国のアメリカなどに連れて行くことも適わない。
日本国内での連れ去りであり、ハーグ条約に批准しても、救われない。

Oさん(男性):
日本在住のアメリカ人。香港在住時に妻(日本人)が亡くなる。
妻の遺言を受け日本に移住、妻の両親のアドバイスで妻の両親に
子どもを預ける。

その後、妻の両親が虐待を捏造し裁判所に親権剥奪の訴えを出す。
裁判所は、Oさんの主張を認めず、親権を剥奪される。
Oさんは、子どもに会えずにいる。

Pさん(女性):

Pさんの息子が、妻による子どもの連れ去りを苦に自殺される。
息子の葬式に子どもは出席せず、現在も、孫とは、一切会えていない。